

第 10 回 桐生市農業委員会議事録

開会日時	令和6年3月25日(月)	午後 2時 00分	
閉会日時	同 上	午後 2時 40分	
開催場所	桐生市市民文化会館 スカイホールB (4階)		
出席委員	23名		
	農業委員		
	1番 富田 正次郎	2番 杉戸 恵司	
	3番 山形 啓子	4番 川口 賢一	
	5番 山形 ちづ代	6番 井田 秋雄	
	7番 星野 重彦	8番 山形 栄子	
	9番 坂本 久美子	11番 中島 篤	
	12番 渡辺 隆司	13番 矢内 鉄男	
	14番 今泉 芳雄	農地利用最適化推進委員	
	1番 金子 博一	2番 荻原 完一	
	3番 武 幸一	4番 木村 聡	
	5番 大澤 隆	6番 小菅 雄一郎	
	8番 丹羽 康博	10番 齊藤 克代	
	11番 深澤 憲司	12番 太田 亮一	
	[遅刻委員]		
	[中座委員]		
[早退委員]			
欠席委員	10番 星野 昭彦		
	7番 高沢 良満 9番 中村 耕一郎		
議事参与	5名		
	事務局長 新井 八寿代	主査 鳥井 貴史	
	次長 今泉 勝浩		
	係長 栗原 理笑子		
	主査 春原 純子		
議 事	日程第1 議事録署名委員の指名		
	日程第2 会期決定の件		
	日程第3 第37号議案	農地法第4条の規定による許可申請について	
	委員会処分 2件		
	第38号議案	農地法第5条の規定による許可申請について	
	委員会処分 2件		
	日程第4 第39号議案	農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定に	
	よる諮問について		
	委員会処分 7件		
	日程第5 報告第17号	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について	
	報告第18号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	

開 会 午後 2 時 00 分

議 長

ただ今から第10回桐生市農業委員会を開会いたします。

ただ今の出席委員は農業委員13名、推進委員10名であり、定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。

議事録署名委員は、会議規則第26条第3項の規程に基づき、6番井田委員及び7番星野重彦委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の鳥井主査を指名いたします。

日程第2「会期決定の件」を議題といたします。

お諮りいたします。本総会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定をいたしました。

日程第3 第37号議案「農地法第4条の規定による許可申請」について、委員会処分が2件ございます。

以上を議題といたします。

事務局より説明願います。

事 務 局

はい。議長。

議 長

はい。事務局。

事 務 局

(議案書より順次・申請地詳細・契約内容・事由を朗読)

受付番号10番につきましては、営農型太陽光発電施設での売電事業を引き続き実施するため、申請されたものでございます。営農型太陽光発電の転用許可期間は、3年間でございますので、これを更新するため、3年に一度、許可期間終了前に申請するものとなります。

営農下部では申請地の使用貸借人が柿の栽培を行っております。

営農状況といたしましては、渋柿が植え付けされており、柿の木がややまばらでありましたが、剪定や下草等の管理がされておりました。

収穫については、2年後には本格的に柿の実の収穫を始める見込みとのことでございます。

受付番号11番の立地基準につきましては、生産性は低い農地で、小集団の農地の区域内でありますので、第2種農地と判断します。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 続きまして、この件について３月２１日に現地調査を実施しておりますので、現地調査の結果について、現地調査委員のご報告をお願いいたします。

９番農業委員 はい。

議 長 はい。９番坂本委員。

９番農業委員 ９番坂本でございます。３月２１日に、８番丹羽推進委員と事務局２名と一緒に現地調査をして参りましたのでご報告いたします。第３７号議案の受付番号１０番ですが、場所については、裏面の地図を見てください。太陽光下部の柿の木ですが、枝が横に伸びておりまして、周りもきれいになっておりましたので問題はないかと思えます。ただ柿の木が少し細い感じがしました。もう少し太くなるとよいかと思って見てまいりました。次に受付番号１１番ですが、場所は黒保根の水沼地区です。国道１２２号線を足尾の方に向かいまして、ＪＡにいったみどりの黒保根東支所の東隣になるんですが、田畑であったということなんですけれども、現状は田畑という感じではなく、お店を出して有効活用していただいた方がいいのではないかなと思って見てまいりました。以上です。

議 長 以上、事務局並びに現地調査委員より説明がございました。
また、地区担当委員で補足説明がございましたら、お願いします。
ないようですので、これより質疑に移ります。
ご質問はありませんか。

(なしの声)

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
これより採決いたします。

第３７号議案「農地法第４条の規定による許可申請」について、委員会処分が２件ございますが、本件を許可相当として承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

挙手全員でございます。
よって、第３７号議案は許可相当として承認されました。

日程第３ 第３８号議案「農地法第５条の規定による許可申請」について、委員会処分が２件ございます。

以上を議題といたします。

事務局より説明願います。

事 務 局 はい。議長。

議 長
事 務 局

はい。事務局。

(議案書より順次・申請地詳細・契約内容・事由を朗読)

受付番号５５番、５６番の立地基準につきましては、生産性は低い農地で、小集団の農地の区域内でありますので、第２種農地と判断します。

用地選定については、より適した代替地を探すのは困難と思われるので、基準を満たしていると考えます。

次に、一般基準についてですが、いずれも全ての基準を満たしていると考えます。

以上５５番、５６番については農地法第５条第２項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長

続きまして、この件について３月２１日に現地調査を実施しておりますので、現地調査の結果について、現地調査委員のご報告をお願いいたします。

９番農業委員

はい。

議 長

はい。９番坂本委員。

９番農業委員

９番坂本でございます。引き続き説明させていただきます。受付番号５５番ですが、申請地は国道１２２号線の下田沢の交差点を沼田方面へ進んでいき、５キロ以上進むと高檜地区という部落がございます。その中の旧道へ曲がっていくとキャンプ場があります。申請地はキャンプ場の中にありますので、中へ入って様子を見させていただくと、入り口のところでぜんまいなどの山菜が生育されていた名残がありましたが、どこが畑だったのか分かりづらい状況でしたので、このままキャンプ場として使ってもらうのがいいのかなと思いました。次に受付番号５６番ですが、場所は国道１２２号線の下田沢の交差点を沼田方面へ進んでいき、３キロぐらい進むと小さい十字路がありまして、そこを右に曲がって２キロぐらいいくと清水地区というのがあります。この地区は近年だんだん畑が荒れてきているような状態で、現地もすすきなどが生えてしまっており、畑として使用していくのは難しいという状態でしたので、太陽光施設として使ってもらうのがよいかと思いました。周りへの影響はないと思いますので問題はないかと思います。以上です。

議 長

以上、事務局並びに現地調査委員より説明がございました。

また、地区担当委員で補足説明がございましたら、お願いします。

(なしの声)

ないようですので、これより、質疑に移ります。ご質問は、ございますか。

11番推進委員

はい。

議 長

はい。１１番深澤推進委員。

11番推進委員

１１番推進委員深澤です。受付番号５６番の太陽光施設の申請の件で、南側

に農地があったかと思いますが、雨が降った場合に影響が及ばないように注意してもらいたいのですが、その辺はどのようなになっているのでしょうか。

議 長 はい。事務局。

事 務 局 今回の太陽光施設の申請に関してですが、雨水排水につきましては申請地のパネルを設置する南側にあたる部分を調整池となるような形状に整地を行うということで、自然浸透方式で対応するとのこと。

11番推進委員 南側の農地のある部分は申請地よりもかなり低い位置にあるかと思いますが、そこへの影響は大丈夫なのでしょうか。

事 務 局 そこへの影響は出ないようにするとのこと。

11番推進委員 万が一被害等あった場合は早急に対応するようによくお願いしてほしいなと思います。

事 務 局 分かりました。譲受人の会社は前橋や高崎に支店がありますので、問い合わせをすれば対応はしてもらえらると思いますのでよろしくお願いします。

11番推進委員 分かりました。

議 長 ほかにありますか。

(なしの声)

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

第38号議案「農地法第5条の規定による許可申請」について、委員会処分が2件ございますが、本件を許可相当として承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

挙手全員でございます。

よって、第38号議案は許可相当として承認されました。

日程第4 第39号議案「農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定による諮問について」、委員会処分が7件ございます。

以上を議題といたします。

事務局より説明願います。

事 務 局 はい。議長。

議 長 はい、事務局。

事 務 局 (議案書より順次・申請地詳細・契約内容等を朗読)

以上、利用権設定総括表1番から7番について、農業経営基盤強化促進法附則第5条の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 続きまして、この件につきまして、3月21日に現地調査を実施しておりますので、現地調査の結果について、現地調査委員のご報告をお願いします。

8番推進委員 はい。

議 長 はい。8番丹羽推進委員。

8番推進委員 8番推進委員丹羽です。それでは39号議案について報告をいたします。それぞれの場所については13ページから19ページまでのようになっておりますので見ていただければと思います。農地につきましてはきれいに耕作されておりました。受け手の農家の方も要件を満たしているようなので、今後も適正に耕作してもらえないかと思っております。それと先ほどの事務局の説明の補足として、4番については面積が大分広いのですが、ここの借り手は桐生の人でして、賃貸借でブドウの栽培をしている方です。今回の申請地の東の農地をすでに賃貸借しており、昨年ブドウの植え付けをしたということで、今年の秋には収穫ができるとのことでございます。今回の申請で規模を増やすということです。それから5番なんですけれども、伊勢崎に住んでいる方で、男性なんですけれども、この方は父親の代からナスとネギの栽培をしているということで、今後適正な栽培が期待できると考えております。今現在の住所は伊勢崎ですが、そこを引き払って桐生市内に引っ越してくる予定という話を聞いておりますので、適正な管理をしてもらえるものと考えております。以上です。

議 長 以上、事務局並びに現地調査委員より説明がございました。
また、地区担当委員で補足説明がございましたら、お願いします。
これより質疑に移ります。ご質問はありませんか。

5番農業委員 はい。

議 長 はい。5番山形ちづ代委員。

5番農業委員 2番の件ですが、地目が畑となっておりますが、田として利用して大丈夫なんでしょうか。

議 長 はい。事務局。

事 務 局 この申請につきまして、登記地目としては畑となっておりますが、現地は田んぼとして使われている状態です。

5番農業委員 分かりました。

8番推進委員 はい。ちょっといいですか。

議 長 はい。8番丹羽推進委員。

8番推進委員 この件について、現地は田んぼになっているんですが、ここの地域は土地改良区域ということらしいんですね。今の土地改良は基本的に3年ごとに畑にしたり田んぼにしたりすることが可能なんですね。そんなわけで登記地目が畑であっても現状は田んぼとして使っても影響はないと思います。

5番農業委員 現在はすでに水稻を栽培しているということですね。

8 番推進委員 そうです。
5 番農業委員 分かりました。
議 長 はい。ほかにありますか。

(なしの声)

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

第 39 号議案「農業経営基盤強化促進法附則第 5 条の規定による諮問について」、7 件ございますが、本件を許可相当として承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

挙手全員でございます。

よって、第 39 号議案の諮問案件については許可相当として承認されました。

日程第 5 報告第 17 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出」について、事務局より説明願います。

事 務 局 はい。議長。

議 長 はい。事務局。

事 務 局 報告第 17 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届け出」については、ございませんでした。

以上でございます。

議 長 今、事務局からの説明がありましたが、ただ今の報告第 17 号について申請がないということで、よろしいでしょうか。

続きまして、報告 18 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出」について、事務局より説明願います。

事 務 局 はい。議長。

議 長 はい。事務局。

事 務 局 報告第 18 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出」については 6 件ございました。

いずれも内容については記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

以上でございます。

議 長 以上、事務局からの説明がありましたが、ただ今の報告第 18 号について発

言のある方は挙手をお願いします。

5 番推進委員 はい。

議 長 はい。5 番大澤推進委員。

5 番推進委員 5 番推進委員大澤です。これまでによく出てくる言葉として、転用目的で露天資材置場とよく出てくるんですけども、露天資材置場というのは何を基準に判断されるんですか。例えば物が一つでも置いてあれば露天資材置場としてみなされるのか、それとも最低限の判断基準があるのか、そのところを教えてください。

議 長 はい。事務局。

事 務 局 資材置場に置かれている資材の量などに制限は特にございません。露天資材置場として認められるものに関しましては建物等がなく、平場で資材を置くような場所を露天資材置場用地という形で認識しております。以上です。

5 番推進委員 分かりました。面積も関係ないのですか。

事 務 局 面積についても特に制限はございません。

5 番推進委員 分かりました。

議 長 はい。ほかにありますか。

(なしの声)

ないようですので、これをもって報告を終結いたします。

以上で本日の議題及び報告はすべて終了いたしました。

これを持ちまして、本日の会議を終了いたします。

閉 会 午後 2 時 4 0 分

以上、会議の顛末を録し、その相違のないことを証するため署名捺印する。

会 長

6 番

7 番